

2026 年 10 月 27 日

株式会社釣八

代表取締役 小池 雅希

弊社販売商品の不適正表示について

このたび、弊社が販売いたしました下記商品について、社内監査において原料原産地および原産国名の表示に誤りがあることが判明しました。そのため農林水産省関東農政局へ自主申告し、2026 年 10 月 27 日に下記の指示を受けました。お取引先様ならびにお客様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

1. 指示内容

塩蔵魚介類の原料原産地又は原産国名についての不適正表示の是正

(1) 原因事案

①対象商品

商品名 : 【骨取塩サバフィレー（加熱用）】

販売期間 : 【2025 年 7 月～2026 年 1 月】

販売数量 : 【19,215kg】

②表示の誤りの内容

A)原料原産地名を「ノルウェー、イギリス」と表示すべきところ、「イギリス産」と表示。

また原産国名を国内製造であるにもかかわらず「インドネシア」と表示。

B)原料原産地名を「ノルウェー、イギリス」と表示すべきところ、「イギリス産」と表示。

また原産国名を国内製造であるにもかかわらず「ベトナム」と表示。

C)原料原産地名を「ノルウェー、イギリス」と表示すべきところ、「ノルウェー産」と表示。

また原産国名を国内製造であるにもかかわらず「中国」と表示。

D)原料原産地名を「ノルウェー」と表示すべきところ、「デンマーク産」と表示。また原

産国名を国内製造であるにもかかわらず「ベトナム」と表示。

E)原産国名を「原産国名：国産」、「国内製造」等と表示すべきところ、「ベトナム」と表示。

F)原料原産地名を「ノルウェー、デンマーク」と表示すべきところ、「デンマーク産」と表示。また原産国名を「インドネシア、ベトナム」と表示すべきところ、「ベトナム」と表示。

③健康への影響

本件は表示の誤りであり、商品の品質および安全性に問題はございません。

(2) 指示事項

- ①弊社が販売する全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに基準の規定に従って、適正な表示に是正した上で販売すること。
- ②弊社が販売していた食品について、基準に従った表示がなされていなかった主な原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示制度に対する認識の欠如並びに表示内容の確認及び管理体制に不備があると考えられることから、これらを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- ③上記②の結果を踏まえ、弊社における食品表示に関する責任の所在を明確にするとともに、食品表示の相互チェック体制の強化、拡充その他の再発防止対策を適切に実施すること。これにより、今後、弊社が販売する食品について、基準に違反する不適正な表示を行わないこと。
- ④弊社の全役員及び全従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- ⑤上記①から④までに基づき講じた措置について報告書を取りまとめ、令和8年11月27日までに、農林水産大臣宛てに提出すること。

2. これまでの対応状況

- (1) 社内にて原因事案が判明した後、農林水産省関東農政局へ自主申告するとともに、対象商品をお取り扱いのお取引先様には個別にご連絡し、ご説明を申し上げました。
- (2) これまで弊社では関係者を厳正に処分するとともに再発防止のため、以下の措置を講じました。
 - ・表示に関する担当役員を明確にしました。

- ・全取扱商品について、製造工場・原材料・原産地等を記載した商品規格書の提出を義務化しました。
- ・新規商品および表示を変更する商品は、表示内容と規格書の照合・承認を経たうえで販売する仕組みとしました。
- ・初回入荷時に、実際の商品ラベルが承認内容と一致しているかを確認します。
- ・弊社の全役員および全従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底しました。
- ・食品表示についての抜き打ち検査の実施を含め内部監査を強化します。

なお、今般の指示を厳粛に受け止めるとともに、今後このようなことがないよう全社一丸となって法令遵守の徹底に努めてまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ窓口】

株式会社釣八 大下・小林

電話：03-3297-8883（受付時間：平日 9:00～17:00）